

鳥取県告示第 1041 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字公文字亀谷349、362、字亀谷平369の1、369の3、380、383、大字山田字ロクロ谷508の3、字スヽコ谷511、512、字庄谷516、516の1、字家ノ上557、字平ノ上566、字北山607の1、607の3、字河内谷東平627の2、字河内谷西平628の3、字河内谷北平629の1、大字倉坂字塚ノ谷1036、字カマラ谷1051

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）